相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍最後の住所　京都府京丹後市網野町網野九八一番地
被相続人　亡　倉田　康稔

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

平成二十四年四月十八日

京都市中京区両替町通三条上る柿本町二九
丸土山ビル一〇二　青木一
法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　一平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉大津市田中町四二番地、最後の
住所大阪府泉大津市田中町七番六号
被相続人　亡　花岡　照子

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

平成二十四年四月十八日

大阪市北区西天満六丁目一番二号　千代田ビル
別館九階
相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東淀川区大道南一丁目一七番、最
後の住所大阪府吹田市江の木町一一番三八一
一　右被相続人　亡　佐藤　幸夫

一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

平成二十四年四月十八日

大阪市北区西天満一丁目二番五号　大阪Jビル二二階
相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市桜町八〇番地六、最後の住
所兵庫県西宮市青木町二一一〇四号
被相続人　亡　酒井　モヨ

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

平成二十四年四月十八日

兵庫県尼崎市昭和南通三一二六第一松本ビル四階四〇二号室
相続財産管理人　尼崎法律事務所　弁護士　原田　紀敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市大浦町二四番地、最後の住所長崎
市中里町一〇二三番地六
被相続人　亡　本田サチ子

一　右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一　切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

平成二十四年四月十八日

長崎市万才町六番一一号　植木博路法律事務
所
相続財産管理人　弁護士　植木　博路

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年四月十八日

一、墳墓等所在地　福岡県久留米市高良内町九五一の二
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　福岡県久留米市高良内町八二　丸山トミカ

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 24 年４月 18 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社光徳技建　②東京都知事(3)78961　③代表取締役　佐々木ベジ　④東京都千代田区外神田４丁目７番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区外神田４丁目７番５号　株式会社光徳技建　代表取締役　佐々木ベジ

①株式会社ローソン　②東京都知事(1)87936　③代表取締役　新浪剛史　④東京都品川区大崎１丁目11番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区大崎１丁目11番２号　株式会社ローソン　代表取締役　新浪剛史

①東急不動産ローン保証株式会社　②東京都知事(6)57227　③代表取締役　竹越宏　④東京都渋谷区道玄坂一丁目21番６号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目21番６号　東急不動産ローン保証株式会社　代表取締役　竹越宏

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 24 年４月 18 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平24不保65	株式会社クローバー	北海道知事オホ(1)374	代表取締役 深尾信行	北海道北見市美芳町９―１―８	1000万円
平24不保66	有限会社北日本ハウス	青森県知事(7)2116	代表取締役 小野勝世	青森県青森市緑３―10―26	〃
平24不保67	サイトー住宅販売株式会社	青森県知事(2)3229	代表取締役 齋藤定義	青森県青森市虹ヶ丘２―２―１	〃
平24不保68	宏栄不動産有限会社	岩手県知事(6)1680	代表取締役 七木田盛	岩手県盛岡市本町通１―16―９	〃
平24不保69	株式会社ファーストイズム	宮城県知事(1)5707	代表取締役 安部真介	宮城県仙台市青葉区五橋１―６―６	〃
平24不保70	オオルイ不動産	山形県知事(1)2441	大類一彦	山形県新庄市大手町１―32	〃
平24不保71	安心生活有限会社	福島県知事(1)2746	代表取締役 内蔵英行	福島県いわき市好間町下好間字大館305―２	〃
平24不保72	橘ハウジング株式会社	茨城県知事(1)6473	代表取締役 稲村憲治	茨城県牛久市田宮町598―69	〃